

「岡山市公衆浴場法施行条例」及び「岡山市旅館業法施行条例」の一部を改正する条例案へのパブリックコメントの結果について

1 意見募集の概要

(1) 募集期間

令和3年9月1日（水曜日）から令和3年10月1日（金曜日）まで

(2) 閲覧場所

保健管理課（保健福祉会館7階）、保健所衛生課（保健福祉会館2階）、情報公開室（市役所本庁2階）、各区役所・支所・地域センター、岡山市ホームページ

(3) 提出方法

ホームページの専用入力フォーム、電子メール、ファックス、郵送又は持参

(4) 意見提出先

保健管理課

2 意見募集の結果

(1) 意見提出者数 4名

(2) 意見件数 4件

水質基準、設備基準に関する内容：0件
衛生管理等に関する内容：4件

(3) 意見の概要及び本市の考え

<衛生管理等に関する内容>

主な意見の概要	市の考え方
混浴規定について、「おおむね7歳以上」が分かりにくいので、「未就学児のみ認める」など、区切りを明確にすべきと思います。小学校は義務教育でもあるので、全ての人が平等に判断のつくタイミングだと思います。	国は、厚生労働科学特別研究事業の結果等を踏まえ、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」の混浴制限年齢を「おおむね7歳」に引き下げました。 子どもの場合、同年齢でも体格等成長に差が生じることがあります。岡山市としては、入浴の機会を損なわないためにも、混浴制限年齢をおおむね7歳以上と規定することが適当と考えます。
混浴可能年齢を下げる改正に賛成です。犯罪防止という観点から今回の改正を支持します。	
今は幼児期からプライベートゾーンを他人に見せないという良い性教育が始まっているので、大事にしてほしいと思います。	
子どもたちのためにも混浴年齢引き下げは必須だと思います。	